

手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例要綱（案）

○ 条例名称

「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」

○ 前 文（骨子）

- ・ 障害者が地域で生活していくためには、障害の有無にかかわらず互いにコミュニケーションを図り、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されることが求められる。
- ・ 手話は、物事を考えコミュニケーションを図り、互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために受け継がれ、発展してきた手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現される独自の体系を有する言語である。
障害者基本法の改正、障害者の権利に関する条約の批准により、手話が言語として位置づけられたが、これまで手話を習得し、使用することに多くの制約があり、手話を使用することができる環境が十分に整えられてこなかったことから、手話に対する社会の理解が十分とはいえない状況にある。このため、手話が言語であるとの認識に基づき県民の手話に対する理解の促進を図っていく必要がある。
- ・ 障害の特性に応じたコミュニケーション手段は、障害者が生活の様々な場面で意思疎通していくために重要なものであるが、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を選択し、必要なときに利用できる状況には至っておらず、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を知り、コミュニケーション支援を行う者の育成を図り、コミュニケーション手段を利用しやすい環境づくりを進めていく必要がある。
- ・ 本県は、大規模地震による被災が想定されており、通常利用できるサービスの利用が困難となる災害時には障害者に情報を的確に伝え、必要な支援につなげていく必要がある。
- ・ 更に、愛知県障害者差別解消推進条例の施行に伴い、県、事業者が障害の特性に応じたコミュニケーション手段に対する理解を深め、利用を促進していくことが求められている。
- ・ 私たちは、このような認識を共有し、一体となって、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現するため、この条例を制定する。

○ 総 論

第1 目的

- ・ この条例は、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進について、基本理念を定め、並びに県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、手話言語の普及及び障

害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を図り、もって全ての県民が、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合いながら共生し及び安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

第 2 定義

- この条例において「コミュニケーション手段」とは、手話、要約筆記、点字、触覚を使った意思疎通、筆談、代筆、音訳、平易な言葉、代読、実物の提示、重度障害者用意思伝達装置等その他の障害者が他人との意思疎通を図るための手段（障害者の意思疎通を補助するための手段を含む。）をいう。
- この条例において「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 2 号に規定する社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

第 3 基本理念

- 手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進は、全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合うことが重要であることの認識のもとに行われなければならない。
- 手話言語の普及は、手話が独自の体系を有する言語であって、手話を使い日常生活又は社会生活を営む者が受け継いできた文化的所産であることを認識して行われなければならない。
- 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進は、全ての県民が、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用することの重要性を認めるとともに、その選択の機会の確保及び利用の機会の拡大を図られることを旨として行われなければならない。

○ 責務及び役割

第 4 県の責務

- 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 県は、市町村と連携を図りながら協力して、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策の推進に取り組むものとする。

第 5 県民の役割

- 県民は、基本理念に対する理解を深めるとともに、県が実施する手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第6 事業者の役割

- ・ 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、利用しやすいサービスの提供、働きやすい環境の整備その他の手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、県が実施する手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

○ 計画の策定等

第7 施策の推進

- ・ 県は、障害者基本法第11条第2項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画において、次に掲げる事項について定め、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るものとする。
 - ① 手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策についての基本的な方針
 - ② 前号に掲げるもののほか、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- ・ 県は、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策を推進するために必要な専門的事項について、愛知県障害者施策審議会の意見を聴くものとする。

○ 基本的な施策

第8 啓発及び学習の機会の確保

- ・ 県は、県民が手話言語の普及の重要性に対する理解を深めることができるよう、手話言語の普及に関する啓発を行うよう努めるものとする。
- ・ 県は、県民が障害の特性に応じたコミュニケーション手段に対する理解を深めることができるよう、市町村及び関係団体と協力して、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の学習の機会を確保するよう努めるものとする。

第9 人材の養成等

- ・ 県は、市町村及び関係団体と協力して、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した意思疎通を支援する者の養成その他必要な措置を講ずるものとする。

第10 情報発信

- ・ 県は、障害者が円滑に県政に関する情報を取得することができるよう、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用して情報を発信するよう努めるものとする。
- ・ 県は、障害者とその家族及び支援者が、災害その他非常の事態において必要な情報を取得できるよう市町村その他の関係機関と連携し、情報を発信するよう努めるものとする。

第11 学校における対応

- ・ 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用を必要とする児童、生徒、幼児等が通学する学校の設置者は、これらの者の教育に携わる教職員の障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する知識及び技能の向上のための研修を行うよう努めるものとする。
- ・ 手話を使い日常生活又は社会生活を営む児童、生徒、幼児等が通学する学校の設置者は、その学校に通学する児童、生徒、幼児等に対して手話言語の普及のための学習の機会を提供するよう努めるものとする。
- ・ 手話を使い日常生活又は社会生活を営む児童、生徒、幼児等が通学する学校の設置者は、当該児童、生徒、幼児等の保護者から学校における障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用に関する相談に的確に応ずるよう努めるものとする。

第12 事業者への支援

- ・ 県は、事業者に対し、関係団体と協力して、事業者が行う障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する活動を推進するため必要な情報の提供その他の協力を行うよう努めるものとする。

第13 コミュニケーション手段に関する調査

- ・ 県は、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策の策定及び実施に必要な情報の収集等の調査に努めるものとする。

第14 財政上の措置

- ・ 県は、手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

- 協議の場として愛知県障害者施策審議会に新たに「障害者コミュニケーション部会」を設置する。
 - ・ 愛知県障害者施策審議会条例の一部改正により対応
 - 1 専門委員の設置
 - (1) 審議会に専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。
 - (2) 専門委員は、学識経験のある者、障害者並びに障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者のうちから知事が任命する。
 - (3) 専門委員の任期は、2年とする。
 - (4) 前項の専門委員は、再任されることができる。
 - 2 専門部会の設置
 - (1) 審議会にその所掌事務に係る専門的事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。
 - (2) 専門部会は、会長が指名する委員及び専門委員をもって構成する。
 - (3) 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員のうちから会長が指名する。
 - (4) 部会長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会の経過及び結果を会長に報告する。
 - (5) 専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。